

要保護児童通告のあり方及び児童相談所業務のあり方について

静岡県健康福祉部こども未来局
こども家庭課 鈴木 淳

【あり方報告（提言）から】

- ・新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）では、現在の児童虐待通告・対応における児童相談所が抱える課題として、①ニーズに基づく機関（及びその機能）である児童相談所が虐待通告を行うことの機能的限界、②保護機能と支援機能を同一機関が担うことの難しさなどが記載され、その対応として、現在、児童相談所が有する通告受理、調査・評価、一時保護・アセスメント、措置の機能（業務）を明確に分離する必要性が提言されている。
- ・具体的には、①緊急対応の必要性に関する判断能力を備えた虐待通告・相談窓口を設置、②通告が受理された事例の調査・評価・保護等の措置を行う機関の設置、③措置後のマネジメントを行う機能を持つ機関の設置（機能分化）が提言されている。

【要保護児童通告及び児童相談所業務のあり方について】

- ・提言、本 WG での構成員意見を参考に、県児童相談所の業務や現状を踏まえ今後のイメージ案を示した。
- ・市町が一義的な相談機関であることを踏まえ、自発的なニーズに基づく相談及びそれに対する支援は市町で行うとし、児童相談所は、市町が支援を行ったもののうち、専門的な対応や施設入所の措置等を行う必要性が生じた事例に限り、市町からの送致を受けて必要な支援を行うものとする。
- ・通告受理機関での情報収集に関しては、専門的なオペレーターが行うこととし、一元的な窓口として189が担うことが期待される。これは、通告する側に緊急度の判断を求め、通告先の選択を強いている状況を解消するためにも必要である。提言では、児童相談所設置自治体に最低1ヶ所程度との記載があるが、聞き取り機関のばらつきを避けることから全国1ヶ所が望ましいと考える。
- ・通告受理機関からの情報に基づき、現在の児童相談所を単位として初期介入機関を設置する。その場合、重症度や緊急度を判断し、初期介入の可否、介入時間の設定、介入方法等を判断するとともに、一時保護の可否判断及

びその実施を行うまでの機能を持つものであることが望ましい。その場合、初期介入機関においても当該事例に関して関係機関が所有する基本情報を参照することができる能力・権限を持たせること及びそのための整備等が必要である。

- 通告受理及び初期介入機関は、児童相談所の組織ではなく、児童相談所とは別の独立した組織を設置し行われることも含める。必要な機能を満たすための人的資源は各自治体によって異なるため、委託等による実施も検討する必要があるが、独立した機関が担う場合、保護者との関係性を理由とした一時保護の回避の課題へ対応できるものとも思われる。
- トリアージに関しては、通告受理機関が一元的に行うか、初期介入機関が通告受理機関からの情報をもとに地域の実情に応じて判断するかのいずれかの方法が考えられる。いずれの場合においても、対象となる児童や家庭の情報について入手できるシステムや権限等の環境整備は必要である。
- 初期介入後の支援については、提言にある支援マネジメント機能の強化と関連し、その機能を有している児童相談所が担う。
初期介入後の継続支援において、専門的な支援を要するもの、入所措置を伴うもの等への支援に児童相談所の機能・資源を特化・重点化させていくことが出来るとともに、再保護への対応、各市町が行う支援に対して児童相談所単位でフォローを行うことが出来るなど、支援マネジメント機能の強化に応えるものとなるだろう。
- 児童相談所における支援の専門性の向上については、児童福祉法の改正により児童福祉司に対する研修が義務化される等、その対策が図られているところである。しかしながら、通告受理機関や初期介入を行う機関に関しては、その業務に必要な専門的な人材養成、任用資格、専門性向上のための研修プログラムの策定や対策が現状では講じられていないように思われるため、合わせてその整備が必要であると思われる。
- また、既に、児童相談所に初期介入を専門的に担う部門を設置している自治体において、初期介入を専門に担う部門の課題や業務に従事する職員の現状についてヒアリングの機会があることが望まれる。

<虐待通告に対する対応の流れ(イメージ)>

